

# 令和6年度涌谷町地域公共交通計画策定業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、涌谷町地域公共交通会議が委託する「涌谷町地域公共交通計画策定業務」の契約候補者を選定するにあたって、実施する公募型プロポーザル及び委託契約に関して必要な事項を定めるものである。

### 1 業務目的

本町の地域公共交通は、鉄道および町民バス、タクシーが運行しているが、年々町民バスの利用者が減少し、収支率も悪化しているほか、公共交通空白地域、不便地域が存在し、町民バスの運行便数も十分であるとは言えないことから、自家用車を利用しなければ生活できない住民がいる状況である。

また、近年人口減少が進行し、令和27年度には町の人口が1万人を下回る推計であり、現在の地域公共交通の形態を維持していくことが困難であると予想されることから、今後の地域公共交通に関して、より利便性が高く持続可能な形態を構築するための基本的な方針を示す必要がある。

そのため、本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に基づき、本町の地域公共交通施策のマスタープランとなる、「涌谷町地域公共交通計画」を策定するために、町民の移動実態、ニーズ等の調査の実施により、本町における地域公共交通の課題の整理や基本方針、地域公共交通に関する施策、実施主体について検討し、計画のとりまとめを行うことを目的に実施する事業である。

### 2 事業概要

- (1) 業務名 涌谷町地域公共交通計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「涌谷町地域公共交通計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」とする。）のとおり
- (3) 事業期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 3 提案限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### 4 スケジュール

内 容	期 日
事業告示	4月10日(水)
質問受付期間	4月10日(水)～4月16日(火)
質問回答日	4月19日(金)
参加申込書受付期間	4月10日(水)～4月23日(火)
企画提案書受付期間	4月24日(水)～5月10日(金)
書類選考結果通知	5月16日(木)
企画案のプレゼンテーション	5月23日(木)
審査結果通知・公表	5月下旬
契約締結	6月上旬

#### 5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 宮城県及び涌谷町入札参加業者における、入札参加資格停止の期間中でないものであること。
- (3) 涌谷町暴力団排除条例(平成24年涌谷町条例第21号)の規定による入札参加資格停止措置の期間中でないものであること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないものであること。

#### 6 質問・回答

- (1) 提出方法 質問書(様式第1号)により、電子メール又は、FAX、郵送、持参で提出すること。

**【提出先】**

〒987-0192 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153番地2

涌谷町地域公共交通会議事務局 涌谷町企画財政課企画班 宛

E-mail : [gr-kikaku@town.wakuya.miyagi.jp](mailto:gr-kikaku@town.wakuya.miyagi.jp)

F A X : 0229-43-2693

- (2) 提出期限 令和6年4月16日(火)午後5時まで(必着)
- (3) 回答日 令和6年4月19日(金)
- (4) 回答方法 質問者を伏せた形で涌谷町ホームページに掲載

## 7 参加申込書の提出

### (1) 提出方法

下記提出書類を郵送又は持参で提出すること。

#### 【提出先】

〒987-0192 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 153 番地 2

涌谷町地域公共交通会議事務局 涌谷町企画財政課企画班 宛

### (2) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）
- ② 会社概要書（様式第 3 号）
- ③ 業務実績調書（様式第 4 号）
- ④ 誓約書（様式第 5 号）
- ⑤ 事業所所在地の納税証明書（法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税）

### (3) 提出期限 令和 6 年 4 月 23 日（火）午後 5 時まで（必着）

## 8 企画提案書の受付

### (1) 提出方法

下記提出書類を郵送又は持参で提出すること。

### (2) 提出書類

企画提案書 （任意様式）	・仕様書の内容を踏まえて作成すること。なお、業務の目的を達成するために仕様書に示したもの以外の事項についての提案も可能とする。 ・書類は A4 判、片面刷り 20 ページ以内（表紙、目次は含まない）で作成すること。
業務体制表 （任意様式）	・業務実施、管理体制について記載すること。
業務スケジュール表 （任意様式）	・仕様書の内容を踏まえて業務進行の工程を記載すること。
見積書 （様式第 6 号）	・別紙様式により作成すること。 ・仕様書を踏まえた積算の内容とすること。ただし、予算限度額内であれば、業務の追加提案も可能とする。

正本 1 部、副本 7 部を提出すること

### (3) 提出期限

令和 6 年 5 月 10 日（金）午後 5 時まで（必着）

### (4) 提出書類の扱い

- ① 受付期間終了後は、提出書類に記載された内容の追加、変更は認めない。ただし、発注者の同意があった場合は、この限りではない。

- ② 提出書類は、本件審査後も返却しない。
- ③ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 提出書類は、提案者の許可なく本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ⑤ 発注者が認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。

## 9 審査の方針

### (1) 選定方法

本要領及び別紙「涌谷町地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル審査基準」(以下「審査基準」という)に基づき評価を行う。審査の結果、最高順位となった者を契約候補者として決定する。なお、最高順位の者が2者以上の場合は、委員長の点数が高いものを契約候補者とする。

### (2) 書類選考

参加申込者が5者以上の場合は、提出された企画提案書について、審査基準に基づく書類審査を行い、上位4者を受注候補者として選定する。なお、書類審査の結果は、令和6年5月16日(木)までに参加申込者全員に通知する。

### (3) プレゼンテーションの概要及び留意点

- ① 開催日 令和6年5月23日(木)
- ② 時間および場所は別途通知する
- ③ プレゼンテーション出席者は、3名以内とする
- ④ プレゼンテーションの時間は30分以内とし、おおむね、提案時間は20分程度、その後、委員からの質疑応答を10分程度で実施する。
- ⑤ プレゼンテーションに使用するパソコン等の備品は、提案者において用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは発注者において用意する。
- ⑥ 企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料の配布は認めない。
- ⑦ 失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

- ア 提案者が参加資格を満たさなくなった場合
- イ 提案書類に虚偽の記載又は不備(軽微なものを除く)があった場合
- ウ やむを得ない事情がある場合を除き、提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- エ 見積額が提案限度額を超えた場合
- オ プレゼンテーションの審査当日、指定時刻に遅れた場合。(公共交通機関の遅延等、提案者の責によらない場合を除く)
- カ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- キ その他著しく審議に反する行為があった等、審査委員会において契約締結が困難と認められた場合

⑧ 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション参加者全員に電子メールで通知する。ただし、各評価項目の点数等は公開しない。また、審査経過や結果に対する異議は受け付けない。

10 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本要領を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 選定の採否を問わず、企画提案書の作成等、本プロポーザルの参加に要した費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。